

用途変更・改修案件における 既存建築物の現況調査（ガイドライン調査）

ガイドライン調査は既存建築物を有効に活用する手段として注目されています。増改築や用途変更等の確認申請を行う際の既存不適格調書の資料としての活用や、法第12条第5項の規定に基づく報告等の基礎資料として活用することができます。

調査の結果、対象建築物が既存不適格建築物であり、違反建築物でないことが確認できれば、**増改築等の確認申請手続き**が行うことが可能になります。

■このような案件でご活用いただけます

検査済証のない
既存建築物の改修・リノベ

オフィス・商業施設・
ホテル等の用途変更

行政協議や確認申請に
向けた現況整理

不動産取得時の
デューデリジェンス

■ビューローベリタスが選ばれる理由

●現況調査と躯体調査をワンストップで対応

多くの調査機関では、躯体調査を別会社へ依頼する必要があります。ビューローベリタスでは、現況調査に加え躯体調査にも対応可能なため、複数会社との調整負担を軽減し、調査から報告書作成まで効率的に進めることができます。

●豊富な既存建築物調査実績

オフィス、商業施設、ホテル、物流施設など、多様な用途の建築物に対応しています。

●指定確認検査機関として培った知見

建築確認・検査業務で培った知見を活かし、既存建築物の現況を的確に整理します。

お問い合わせ先

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築都市基盤事業グループ 技術監査事業部
〒105-0004 東京都港区新橋4-11-1 A-PLACE新橋5F
TEL: 03-6402-5977 FAX: 03-3434-1131 MAIL: ctcpcam_kam@bureauveritas.com